

## 少年院の各処遇課程等における生活指導 の在り方に関する研究（その2）

矯正協会附属中央研究所 橋 偉仁  
 出口 保行  
 土持 三郎  
 森田 祥一  
 佐藤 和夫  
 東京矯正管区 大西 美加

### はじめに

少年院教育の当面の課題は、現行処遇制度の基本方針に基づく指導を実施し、その理念の実現を目指すことであろう。そのため、少年院では日々営々と処遇改善の努力を重ねている。本研究は、このような認識の下に、少年院教育の中核となる生活指導を取り上げ、その現状を把握し、問題点を明らかにし、問題点への対応を検討することによって、現行処遇制度の下における生活指導の在り方を考察しようとするものである。

本研究は、平成6年度から2年間の予定で着手した。昨年度は、各処遇課程等において実施されている生活指導の現状を明らかにし、その問題点を探るため、全国の少年院53庁に設定されている193の処遇課程等を対象として、質問紙調査票による生活指導の実態調査を行った。その結果、全国少年院における生活指導について、処遇課程等別の実施状況、施設別の指導条件の整備状況、各施設の現状認識等を明らかにするとともに、若干の問題点を探ることができた。これら調査結果の内容については、本紀要第5号に報告したとおりである。今回の報告は、現行処遇制度の基本方針及び昨年の実態調査の結果に基づき、

少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方を考察し、その結果をまとめたものである。

考察は、次の手順で行った。まず、現行処遇制度の基本方針を示した関連通達を参考として、処遇課程等や生活指導についての考え方を確認した。次いで、昨年の実態調査によって明らかにした生活指導の現状における問題点を再確認するとともに、生活指導の在り方を考察する上で必要な整理を行い、それぞれの問題点への対応策を検討した。最後に、現行処遇制度の基本方針及び生活指導の現状を踏まえて、今後、各処遇課程等における生活指導を一層効果的に実施していく上で考慮すべき方策をまとめた。

なお、本年度は、検討資料としてもっばら昨年度の実態調査結果を利用し、当初予定していた補充調査は実施しなかった。

### 1 現行処遇制度の基本方針

昭和52年に実施された運営改善施策によって、少年院処遇に関する画期的な制度改革が行われ、処遇の運用に関する基本方針が示された。以後、少年院では、この基本方針に基づく処遇が展開されてきたが、その間、処遇をめぐる情勢の変化等に対応するため、必要

な修正が加えられるなど処遇制度の整備補強の作業が続けられてきた。現行の処遇制度は、このような経緯から成立しているもので、少年院処遇の基本的な枠組として運用されている。

現行処遇制度の基本方針は、少年院処遇の各般に及んで示されているが、以下では、本研究のテーマと関連のある処遇課程等別の指導及び生活指導に関する部分に限定して取り上げることにする。

#### (1) 処遇課程等別の指導に関する基本方針

##### ① 処遇の個別化

処遇の個別化は、現代の矯正処遇を支える基本的な処遇原則であり、前述の少年院運営改善施策においても、その基本方針の一つとして明示されている。この処遇方針は、「個々の少年について、非行の原因となっている問題性及び今後伸ばすべき長所等を明確にし、心身の発達状況、資質の特徴、将来の生活設計等を総合的に検討して個別的処遇計画を立て」（注1）で処遇を行うこととされている。つまり、在院者を画一的に取り扱うことなく、

個々の在院者が持つ特性及び教育上の必要性を重視して、それぞれの特性及び教育上の必要性に対応した適切な取扱いをする、ということである。処遇を個別化することによって、個々の対象者が抱えているそれぞれの問題の核心に触れる効果的な処遇を行うことが可能となるので、処遇の個別化は、有効な処遇方針として高く評価されている。

##### ② 分類処遇

分類処遇は、処遇の個別化を処遇の実情に合わせて効率的に実施するための方法であり、現在の矯正処遇を支えている重要な処遇制度の一つとなっている。分類処遇については、「個別的処遇計画を効果的に実施するため、対象者に共通する処遇内容等に応じた適切な集団編成を行って」（注2）実施するようにとの方針が示されている。

この方針に基づいて分類処遇を実施するため、少年院には、多様な処遇類型が設けられている。まず、対象者の非行傾向の進捗、対象者が抱えている問題の複雑性及び困難性の程度及び改善に必要な教育期間等を勘案して

表1 処遇課程等の記号及び対象者の概要一覧

区分	処遇記号	記号		対象者の概要
短期 処 遇	教科教育	S	S 1	義務教育、高等学校教育及び補習教育を必要とする者
	職業指導		S 2	進路に応じた職業指導を必要とする者
	進路指導		S 3	進路指導を必要とする者
	特修短期	O		短期間の指導と訓練により社会復帰を期待できる者
長 期 処 遇	生活訓練	G	G 1 G 2	性格の偏りのと反社会的傾向があり、治療的指導と心身の訓練が必要な者 外国人で日本人と異なる処遇が必要な者
	職業能力 開発	V	V 1 V 2	職業能力開発促進法に定める職業訓練（10ヵ月以上）が必要な者 上記職業訓練（10ヵ月未満）又は職業指導が必要な者
	教科教育	E	E 1 E 2	義務教育が必要な者 高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲のある者
特 殊 処 遇	特殊教育	H	H 1 H 2	精神薄弱者及びそれに準じた処遇が必要で、医療措置の必要がない者 情緒の未成熟等による社会的な不適応があり、治療教育が必要な者
	医療措置	P	P 1	身体疾患者
			P 2	身体障害のある者
	M	M 1 M 2	精神病及びその疑いがある者 精神病質及びその疑いがある者	

表2 集計した処遇課程等の種類と数

施設区分	処 遇 課 程 等												計
	S			O	G		V		E		H	P	
	S1	S2	S3		G1	G2	V1	V2	E1	E2			
男子少年院	11	14	14	14	15	1	3	22	9	2	3	—	108
女子少年院	8	8	8	8	8	—	—	9	9	—	8	—	66
医療少年院	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	4
計	19	22	22	22	24	—	3	31	20	—	13	2	178
処遇課程等総数	19	22	22	22	31	2	3	32	20	—	16	4	193

注1 処遇課程が同一の場合は、種類が異なっても別計算せず、1課程として集計した。G1とV2における種類重複分は、それぞれ7課程と1課程である。

2 H1とH2は、まとめてHとして集計した。これによる重複分は、男子少年院における3課程である。

3 有効回答のない処遇課程数は4課程でその内訳はGが2課程、V2が1課程及びHが1課程である。

短期処遇と長期処遇の区分が設けられている。更に、短期、長期の両処遇区分のそれぞれに表1に示すような処遇課程等及びその細分が、対象者の特性及び教育上の必要性に応じて設定されている。少年院の分類処遇における単位処遇類型は、各処遇課程等の細分であり、少年院の処遇は、これら単位処遇類型ごとに、それぞれの対象者に共通する特性及び教育上の必要性を考慮して実施することになっている。

分類処遇を効果的に実施するためには、各処遇類型の対象者を適切に選定すること、並びに各処遇類型の対象者にふさわしい処遇を重点的に行うことが必要とされている。

なお、以下の記述に、少年院の処遇課程等の種類及び省略記号等が頻繁に出てくるので、理解の便宜上、前回報告で用いた表1（処遇課程等の記号及び対象者の概要一覧）及び表2（集計した処遇課程等の種類と数）を、あらかじめ再掲しておく。

### ③ 計画的処遇

計画的処遇も分類処遇とともに、現在の少年院処遇を支える重要な処遇方針の一つである。少年院処遇を計画的に行うべきことについては、少年院処遇規則第13条に規定され

ているほか、少年院運営改善施策の関連通達（注3）においても、処遇の個別化を推進するため、個々の在院者について個別的処遇計画を、また、分類処遇を効果的に実施するため、各処遇課程等の細分ごとに基本的処遇計画を作成し、これらの処遇計画に基づく処遇を行うよう、その実施方針が示されている。

基本的処遇計画の作成に当たっては、各処遇課程等の細分ごとに分類された在院者の特性及び教育上の必要性が考慮され、それらに応じた適切な教育内容を総合的に組織した標準的な教育計画、つまり教育課程が編成される。更に、教育内容については、各処遇類型別に重点的教育内容及び基礎的教育内容が指定され、各処遇課程等の処遇の特色が出るような配慮がなされている。ちなみに、重点的教育内容とは、「処遇課程等の別に、対象者の特性、非行にかかわる問題性等を考慮し、重点的に教育すべき教育内容」（注4）であり、基礎的教育内容とは、「処遇課程等の別に、対象者に共通して必要な基礎的教育内容」（注5）である。そして、この二種の教育内容は、共にできる限り当該在院者のすべてに履修させるもの、とされている。（注6）

個別的処遇計画及び基本的処遇計画のいず

れについても、計画的処遇を効果的に実施するためには、まず、対象者の特性及び教育上の必要性に即した適切な処遇計画を作成すること、次いで、この処遇計画を忠実に実施することが必要とされる。

## (2) 生活指導に関する基本方針

### ① 矯正教育の中核としての位置付け

少年院の生活指導は、矯正教育の中核に位置付けられ、重視されている。このことは、生活指導が、関連通達等において次のように規定されていることからもうかがわれる。

「少年院における生活指導は、収容少年の個性を理解し、その生活の具体的場面に即した適切な指導を通して、収容少年の個性を伸ばし、社会性の発展を図ることを目標とするものであって、教科、職業補導等の他の教育活動において養われる社会性と関連を保ち、それを補足し深化し統合する役割を果たす重要な教育活動」（注7）

「少年院の生活指導は、少年を健全な社会人たらしめるための教育活動」（注8）

「生活指導は、在院者の個別的問題性に着目し、……、健全なもの見方、考え方及び行動の仕方を指導するもの」（注9）

以上の規定からも明らかなように、少年院の生活指導は、在院者の改善更生を目指す少年院教育において、矯正教育を構成する各指導領域の活動の成果を補足し、深化し、統合する、という中核的な役割を果たすことを期待されている。

### ② 生活指導領域の設定

現在、少年院の生活指導は、職業補導、教科教育、保健・体育及び特別活動とともに、少年院の教育課程を構成する五つの指導領域の一つとして位置付けられている。従来、少年院の生活指導は、矯正教育の中核となる指導として重視されてきたが、他の指導領域の活動を統合する指導としての側面が強調されたあまり、少年院教育におけるすべての活動が生活指導に結び付くかのように考えられた

ため、生活指導独自の教育内容や指導方法への関心があまり高まらなかった。次に引用する文章は、この辺の事情を物語るものといえよう。

「少年院で伝家の宝刀たる生活指導は、実は途方もなく多くの問題を内蔵している。その指導場面は、院生活の全領域に亘り、従って教官は1日に一度や二度は必ず生活指導という言葉を使う。この点から見ると生活指導はまさに便利な言葉である。何をしている時でも『生活指導です』と答えれば先ず問題はない。」（注10）

確かに、職業補導、教科教育、保健・体育及び特別活動においても、指導の仕方によっては、忍耐力、責任感、向上心、協調性等の育成という生活指導面の効果を期待できるのであるが、非行にかかわる態度及び行動面の問題性に対する指導、資質上の問題性に対する指導等のように、生活指導の領域において解決すべき独自の教育内容も存在している。いずれにせよ、少年院の生活指導は、矯正教育の中核としての役割を果たすとともに、教育課程を構成する指導領域の一つとして位置付けられたことにより、生活指導独自の教育内容及び方法を整備しようとする気運を高めることになった。

### ③ 生活指導の教育内容の指定

少年院の生活指導は、現在、新入時、中間期及び出院準備期の各期ごとに、それぞれの時期の教育目標に対応する教育内容を設けることとしているほか、生活指導領域の教育内容として、次のアからカまでの6項目が指定されている。（注11）

- ア 非行にかかわる態度及び行動面の問題性に対する指導
- イ 資質上の問題性に対する指導
- ウ 保護環境上の問題性に対する指導
- エ 情操面の指導
- オ 基本的な生活態度に関する指導
- カ 進路指導

これらの教育内容が指定されたことによって、少年院の生活指導は、体系的に整備が進み、専門的な指導領域を確立することが可能となった。従来の生活指導においても、入院当初期、中間期及び出院準備期の3期に分け、各期に指導すべき内容をそれぞれ4項目、3項目及び3項目の計10項目指定し、それなりに生活指導の充実を寄与してきたが、指導領域の観念が未だ確立していなかったため、それらの内容は、生活指導領域における指導内容として必ずしも体系的に整備されているとはいえないものであった。

## 2 調査結果に見られた問題点の対策

昨年度の実態調査の結果、生活指導の現状における問題点が幾つか明らかとなった。これらの中には、本研究のテーマである「各処遇課程等における生活指導の在り方」に直接関連する問題点と直接のかかわりはないが生活指導の現状を改善する上で考慮する必要のあるその他の問題点とが含まれている。この報告では、研究主題との関係上、前者の問題点への対策を中心に考察を進めるが、後者の問題点についても生活指導の整備充実を図る観点から、必要と思われる範囲で、その対策について触れることにした。

(1) 各処遇課程等における生活指導の在り方にかかわる問題点への対策

### ① 生活指導専任職員の配置について

平日昼間の生活指導に専任の担当職員を配置していない施設は、表3が示すように、全国少年院53庁の3割強に相当する17庁であった。この17庁は、S、O、G1、V2及びHのいずれかの処遇課程等を設置している施設である。これら処遇課程等の生活指導領域には、いずれも重点的教育内容が指定されているので、それらの処遇課程等を設置している施設は、いわば、生活指導を重視すべき立場にある。実態としては、現場の職務内容に即して各職員に分散されている業務であり、

十分にこの面の指導は機能していると思われるが、生活指導を重視すべき在院者を抱えている施設においては専任の生活指導担当としての役割を担う職員を固定化する必要がある。

本来ならば、少年院教育においては、その各指導領域ごとに専門的知識を有しかつ指導経験豊富な専任職員を配置し、それぞれの指導領域の整備充実を図るべきところであるが、職員定員の現状から考えると、そこまで望むことは無理かもしれない。

しかし、生活指導を重視すべき処遇課程等でありながら、専任の生活指導担当職員を配置していないという問題点は、現行分類処遇制度の基本方針に照して見れば、早急に改善する必要があるだろう。

女子施設のように多くの処遇課程等を併設している場合には、1人の職員が複数課程の指導分担をしなければならない実情もあり、専任職員の配置が容易でないことは理解できる。しかし、現に、6割以上の施設には専任の生活指導担当者が配置されており、その中には、女子施設も、生活指導を重視すべき処遇課程等を設置していない施設も含まれているのであるから、生活指導を重視する必要のある施設において、専任職員の配置が不可能であるとは考え難い。生活指導を重視すべき施設においては、現行処遇制度の理念に即し

表3 生活指導専任職員  
未配置施設と処遇課程等

処遇課程等の記号		未配置施設
男子施設	S, O	6
	G1	2
	V2	2
	H	2
女子施設		5
計		17

注 女子施設には、S、O、G1、V2及びHの一部又は、すべてが配置されている。

た処遇を行うためにも、専任の生活指導担当職員を配置するよう工夫努力する必要がある。

また、専任職員未配置の理由として、配置したいが、適格職員が不足しているという事態も考えられる。その場合には、適格職員の採用、養成又は配置換等によって専任の生活指導担当職員を確保する工夫が必要である。要は、形式的に専任職員を配置することではなく、いかにして適格者を専任職員として配置するかの工夫努力の問題である。

#### ② 生活指導時間の適正配分について

ここでの問題は、同一処遇課程等において生活指導時間配分の極端な不均衡が見られることである。表4によって、中間期教育昼間の週間指導時間総数中に占める生活指導時間比率の最大値と最小値を比較してみよう。分類処遇の理念からいえば、同一の処遇課程等においては、この両者の値の差はあまり大きくないことが望ましい。

しかし、表4によれば、最大値と最小値は、

男子施設のS<sub>3</sub>では、73.3と18.2、G1では、48.6と14.9、女子施設のS1では、63.3と20.0、同じくG1では、45.5と22.9となっており、両者の差は、いずれもかなり大きい。ちなみに、S3は短期処遇の進路指導課程、G1は長期処遇の生活訓練課程で、いずれも生活指導を重点的に実施する必要がある処遇課程である。同一の処遇課程でありながら、生活指導時間の配分が施設によって異なる状況は、分類処遇の理念に照らして問題のある運用である。しかも、その結果、生活指導を重視すべき処遇課程よりもそうでない処遇課程の生活指導時間数の方が多くなるという矛盾した状況も一部に生じている。

この問題への対応策としては、まず、各施設が自庁の教育課程運用の状況を点検し、現行処遇制度の基本方針にそぐわない問題点があれば、その見直しを行うことが考えられる。しかし、教育課程の編成に関する現行の規定（注12）では、指導の単位時間や1週間の

表4 処遇課程別、男女施設別、中間期教育昼間における週間生活指導時間の構成比

区分	記号	男子施設			女子施設		
		平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値
短期処遇	S1	21.1%	27.0%	0.0%	21.1%	26.7%	16.7%
	S1	20.3	25.7	9.1	22.5	30.3	6.7
	S3	35.3	73.3	18.2	36.1	63.3	20.0
	O	23.4	41.1	9.6	24.3	53.3	15.2
長期処遇	G1	28.3	48.6	14.9	34.9	45.5	22.9
	G2	23.3	—	—	—	—	—
	V1	11.4	18.4	2.9	—	—	—
	V2	19.2	29.0	11.4	18.2	28.0	11.4
	E	15.1	29.0	5.0	19.3	25.0	11.4
	H	20.4	28.1	15.2	29.1	39.4	18.8

注1 数字は週間の指導時間総数にしめる生活指導時間の構成比を示す。

2 男子施設におけるG2は1課程であるから最大値及び最小値は平均値に同じ。

3 女子施設におけるG2及びV1は非該当

4 全体的に見た生活指導時間の平均比率は24.3パーセントである。

標準指導時間数についての定めはあるが、各処遇課程等における指導領域別及び教育内容別の指導時間配分についての定めはない。そのため、各処遇課程等における指導領域別又は教育内容別の指導時間配分は、各施設の裁量に任せられた形となっており、各施設がそれぞれの判断で指導時間の配分を行うことから、同一処遇課程等における同一指導領域の指導時間配分が施設によって大幅に異なるという問題点を生じたものと思われる。

そこで、次の対策として考えられることは、各処遇課程等における指導領域別の指導時間配分について、それぞれの対象者の特性及び教育上の必要性に対応するように、およその標準を定めることである。各施設がこの標準に基づいて指導時間の配分を行えば、同一処遇課程等における同一指導領域への指導時間配分は、ほぼ一定の範囲内に納まり、施設に

よって大幅に異なるというような問題点が発生する恐れはなくなるであろう。

③ 重点的及び基礎的教育内容の適切な実施について

表5及び表6が示すように、生活指導領域に重点的教育内容又は基礎的教育内容が指定されているにもかかわらず、それらの指導を行っていない処遇課程等が存在している。

重点的教育内容及び基礎的教育内容は、各処遇課程等に分類される対象者の特性及び教育上の必要性を考慮して、その対象者には重点的に又は共通して指導する必要があるとの判断に基づいて指定された教育内容であるから、該当処遇課程等においては、当然のことながら、指定された教育内容を実施すべきである。もし、指定されている教育内容の指導がなされないとすれば、各処遇課程等に対し、それぞれの対象者に見合う重点的教育内容や

表5 生活指導領域における重点的教育内容の処遇課程等別実施状況

実施状況	短期処遇				長期処遇						計
	S1	S2	S3	O	G1	G2	V1	V2	E	H	
全内容実施	17	21	20	20	1	1	—	22	—	6	119
一部内容実施	0	0	2	0	0	0	—	8	—	7	29
実施せず	2	1	0	2	0	0	—	1	—	—	6
処遇課程等の数	19	22	22	22	1	1	—	31	—	13	154

注1 V1及びEには生活指導の重点的教育内容が指定されていないので、この表では、非該当。したがってV1の3課程及びEの19課程を除外すると対象処遇課程等の合計は176から22課程（3+19）を除外した154となる。

2 表中の数字は処遇課程等の数を示す。

表6 生活指導領域における基礎的教育内容の処遇課程等別実施状況

実施状況	短期処遇				長期処遇						計
	S1	S2	S3	O	G1	G2	V1	V2	E	H	
全内容実施	12	12	14	—	19	1	3	12	13	12	98
一部内容実施	0	0	0	—	5	0	0	15	0	0	20
実施せず	7	10	8	—	0	0	0	4	6	1	36
処遇課程等の数	19	22	22	—	24	1	3	31	19	13	154

注1 Oには生活指導の基礎的教育内容が指定されていないので、この表では非該当。したがって、0の合計22を除外すると対象処遇課程の合計は154となる。

2 表中の数字は処遇課程等の数を示す。

基礎的教育内容を指定した意味が失われてしまう。いわば、分類処遇の基本方針が無視されたことに等しく、処遇課程等別の指導の特色を薄めてしまうことにもなりかねない。

この問題への対策として考えられることは、重点的教育内容又は基礎的教育内容については、それぞれ指導時間数の最低基準を定めることである。最低指導時間数を定めれば、重点的教育内容や基礎的教育内容が全く実施されないという予期せぬ事態の発生を防ぐことができるし、必要最小限の指導時間数を確保することができることによって、重点的教育内容や基礎的教育内容を指定した趣旨も生かされるであろう。ちなみに、学校教育においても、必修科目等に関しては、授業時間数の配分を行っている。(注13)

なお、重点的教育内容や基礎的教育内容の最低指導時間数については、一律に定めるのではなく、対象者の教育上の必要性等を勘案して、処遇課程等別に適切な基準を設けるべきと考える。

#### ④ 当該処遇課程等の処遇に不適な対象者への対策

各処遇課程等に分類された在院者の中に、その処遇課程等の処遇に適さない者が含まれているという問題点を抱えている施設は、全体の2割強に相当する11施設であった。たとえ一部に過ぎないにせよ、当該処遇課程等の処遇に不適な対象者が存在することは、処遇課程等別の生活指導の在り方を考える上で見過すことのできない問題である。処遇課程等別の指導を効果的に行うために必要な条件の一つは、その指導に適した対象者を選ぶことだからである。

この問題への対応としては、まず、適切な分類の実施ということが最も重要と考えられる。適切な分類なしに、適切な処遇、効果的な処遇を期待することは困難だからである。しかし、大部分の在院者についての分類がおおむね適切に実施されている現状において、

この問題は、分類の問題として対処するよりも、むしろ再分類の問題として対処すべきであろう。少年院処遇の過程で発見される処遇不適の事例については、再鑑別等の手続を経て、個別的処遇計画の変更・修正を行い、分類級の変更をすることが可能である。前回調査における個別的処遇計画の変更・修正件数の実態(注14)から考えて、この問題への対策として、再分類制度をもっと積極的に活用する余地が残されているように思う。

#### (2) その他の問題点への対策

##### ① 生活指導担当職員の指導能力の向上

最近の少年院在院者には複雑かつ困難な生活指導上の問題を持つ者が多いといわれる。そこで、これらの少年の生活指導を担当する職員には、複雑かつ困難な問題に対処できる高度な指導力が期待されることになる。

しかし、生活指導担当職員の配置状況を見ると、少年の心情に理解のある経験豊かな職員を多く配置するなどの配慮はなされているが、生活指導の専門的処遇技法に習熟している職員は少ないことが判明した。実際、多くの少年院が、生活指導実施上の問題点の一つとして、指導担当職員の指導力不足を挙げている。

この問題点への対応策としてまず必要なことは、生活指導能力の高い職員を確保することであろう。そのためには、適性ある職員の採用及び担当職員に対する研修が必要となる。適性ある職員の採用に関しては、既に、法務教官採用試験の実施によって、ほぼその目的を達していると考えられる。担当職員に対する研修については、現在も、研修所、同支所及び少年院の各レベルにおいて盛んに実施されているが、一般的な生活指導方法の習得は別として、専門的処遇技法の習得に関しては、必ずしも所期の成果を得ているとはいえないのが実情である。特に、生活指導を重点的に実施する必要がある処遇課程等の生活指導担当職員に対しては、専門的処遇技法の習得を



目的とする研修体制の充実を図っていく必要がある。

また、生活指導能力の高い職員が不足している現状においては、数少ない生活指導能力の高い職員の有効活用を図る観点から、これら職員の適正配置を考えることも重要である。つまり、生活指導に重点を置く必要のある処遇課程等に、それら職員を優先的に配置するような人事管理が必要である。また、このような適切な人事管理を行うためには、生活指導能力の高い職員の配置状況の実態を把握しておくことも必要であろう。

## ② 情操面の指導の充実

表7は、生活指導領域における教育内容別の実施状況を処遇課程等別に示したものである。これを見ると、アからカまでの6種類の教育内容のうち、記号「エ」に相当する「情

操面の指導」の実施率が他の教育内容に比して、相対的に低い傾向を示している。特に、この指導を重点的教育内容としている処遇課程のG1と基礎的教育内容としている処遇課程のV2における実施率の低さが注目される。

情操は、道徳、芸術、宗教等に関する社会的価値の感情的基盤となるものであり、情操教育は、創造的及び批判的な心情、積極的及び自主的な生活態度、豊かな感受性や自己表現力等を育成する指導とされている。これらは、健全な社会生活に適應できる人格を形成していく上で、必要不可欠な指導内容である。通常、豊かな情操は、健全な生活環境と優れた教育を介して形成されるものであり、これらの条件と縁が薄い多くの非行少年たちの中には、豊かな情操を身につける機会を持たないままに社会生活に適應できず、非行に走っ

表7 生活指導の教育内容別・処遇課程別実施状況

教育内容 の記号		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	処遇課程 等の数
短期 処 遇	S 1	89.5%	78.9%	68.4%	63.2%	63.2%	63.2%	19
	S 2	95.5	90.9	86.4	59.1	54.5	50.0	22
	S 3	95.5	90.9	81.8	59.1	63.6	95.5	22
	O	90.9	86.4	95.5	27.3	50.0	59.1	22
長期 処 遇	G 1	100.0	95.8	83.3	62.5	90.5	75.0	24
	G 2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1
	V 1	100.0	100.0	100.0	33.3	100.0	100.0	3
	V 2	96.8	80.6	74.2	48.4	71.0	77.4	31
	E	100.0	89.6	73.7	36.8	68.4	68.4	19
	H	92.3	100.0	61.5	76.9	92.3	30.8	13
平 均		95.5	88.6	79.5	52.8	67.6	68.2	176

注1 記号ア～カは、それぞれ次の教育内容を示す。

ア…非行にかかわっている態度及び行動上の問題性に対する指導

イ…資質上の問題性に対する指導

ウ…保護環境上の問題性に対する指導

エ…情操面の指導

オ…基本的な生活態度に関する指導

カ…進路指導

2 数字は実施している処遇課程等の構成比を示す。

3 E 1及びE 2はEに、H 1及びH 2はHにそれぞれ合併し、P及びMは省略してある。

た者も少なからず含まれている。それだけに、少年院教育を授ける機会に、これらの少年たちに対して充実した情操教育を行い、社会適応に必要な感情的基盤の育成を図ることが望まれる。

情操面の指導が生活指導の教育内容として重要と考えられるにもかかわらず、指導の現状にそれが反映されていない背景には、その重要性についての理解が指導現場に十分浸透しておらず、また、たとえ重要性が理解されたとしても、現状では、具体的にどのような指導をしたらよいのか、ということがまだ必ずしも明確にされていないという実情がある。情操面の指導を充実されるためには、生活指導領域におけるこの指導の位置付けを明確にし、その重要性についての理解を浸透させるとともに、具体的な指導内容や指導方法を例示するなど、指導現場にこの指導を適切に実施できる手がかりを与える必要がある。

### ③ 指導案及び教材の整備

生活指導を効果的に実施するためには、指導案や教材を整備し、指導を計画的、体系的に進めることが必要である。しかし、生活指導の実情を見ると、指導案や教材の整備状況は、教育内容によって異なり、施設別に見ても一様ではなく、全体として未だ十分とはいえない段階にある。また、既に整備済みとされる指導案や教材についても、その内容水準は施設によって異なるなど、等質性が保たれているわけではない。

今後、生活指導の指導案や教材の整備率を高め、かつその質的水準を高めていくための方策として、既に整備済みの指導案や教材を全国レベル又は管区レベルで一括収集し、その中から質的水準が高く、多くの施設で実施可能なものを選定し、それを参考標準として各施設に配布することなどが考えられる。未整備庁は、これを参考にして指導案や教材の整備を進めることができ、整備済み庁は、自庁の指導案や教材と、この参考標準とを比較

検討し、必要があれば、自庁の指導案や教材の改善、修正を行うことが可能になる。また、一括収集した指導案や教材の中に参考標準とすべき適切なものを見出せない場合には、新たな標準モデルを作成し、それを参考配布することも考えられる。

### ④ 生活指導効果判定方法の整備

昨年の生活指導実態調査の結果、8割以上の施設から、生活指導実施上の問題点として、「信頼できる生活指導効果判定方法が不備である」という回答を得た。実際には、どの施設も何らかの方法で生活指導効果の判定を行っているのだが、現行の判定方法に自信が持てない、ということである。確かに、生活指導の効果は、ペーパー・テストの結果や製作品の出来栄で判定できる教科教育や職業補導の効果と違って、一般に判定困難な場合が多いとされている。それは、生活指導が在院者の人格に働きかけて、その成熟、改善を促そうとする指導だからである。成熟又は改善という人格の変化は、在院者の言語、作品、態度、行動等によって外面に表出された変化から一応の判定は可能であるが、外面に表出されない変化については、判定が極めて困難である。また、外面に表出された変化から判定した人格の変化が、内面の人格の変化に照応するものであるか否か、という問題も残る。

現状において生活指導効果の判定方法に不備があり、信頼できる判定方法の確立には困難が伴うことは事実である。しかし、信頼できる効果判定方法を確立しない限り、生活指導効果の有無、程度に関する正確な情報が得られず、このような情報のフィード・バックがなければ、生活指導をより効果的なものに改善していく手がかりを得にくい。矯正の衆知を結集し、現行の指導効果判定方法を再検討するなど、より信頼できる判定方法へ改良していく地道な努力が必要と思われる。

### ⑤ 問題類型別処遇の問題点への対応

昨年の実態調査において、問題類型別処遇

に関する若干の問題点が指摘されているが、これらのうち、生活指導実施上の問題点と共通するものを除くと、問題類型別処遇の在り方に関して検討すべき課題は、次のとおりである。

#### ア 処遇の呼称の多様性への対応

この処遇は、現在、少年院52庁で実施されているが、その呼称は多様で、「問題群別指導」、「問題性別指導」、「問題別指導」、「問題別講座」、「問題性別講座」、「特別講座」等、22種類にも及んでいる。この呼称の多様性を放置しておけば、いずれ、この処遇に対する各施設の考え方の不統一を招く恐れがあり、やがては、処遇自体の不統一にもつながる危険性をはらんでいる。また、本来は同一趣旨に基づく処遇であるのに、これに多様な名称を付すことは、部内でも混乱を招くが、部外の関係機関等にも無用の誤解を与えたり、不信感を抱かせたりする恐れがあるので、呼称を統一するなど、何らかの是正措置が必要であろう。

#### イ 教育内容についての再検討

この処遇で取り上げられている教育内容の多くは、「非行にかかわる態度及び行動面の問題性に対する指導」、「保護環境上の問題性に対する指導」及び「基本的生活態度に関する指導」である。その他の教育内容である「資質上の問題性に対する指導」、「情操面の指導」及び「進路指導」は、ほとんど取り上げられていない。この実態が、問題類型別処遇の在り方に関連するものなのか、あるいは在院者の教育上の必要性の現状を反映したものなのか、その子細は不明である。

いずれにせよ、生活指導領域を構成する教育内容のうち、あるものが取り上げられ、他のものは取り上げられていない実態について、現状のままでよいのかどうか、この処遇を実施する趣旨に照らして検討する必要がある。

つまり、問題類型を取り上げる範囲を生活指導領域を構成する6種類の教育内容の一部

に限定するのか、それとも全部とするのか、という検討並びに一部とする場合、どの教育内容に限定するのかという検討である。もし、一部に限定し、その内容が現在、大方の施設が実施しているものと一致するならば、この処遇の現在の実施状況に特段の問題はない、ということになる。しかし、一部に限定するとしてもその内容が現状と一致しない場合あるいは範囲を全部に及ぼす必要がある場合には、現状の是正を図る必要がある。

#### ウ 同一問題類型における指導時間数の標準化

多様な問題類型のうち、最も指導コースの数が多し薬物濫用問題に対する指導時間数を例にとると、平均が17.3時間、最長56時間、最短5.4時間と、同一の問題類型でありながらその指導時間数は施設によって大きな差異を生じている。対象者の問題性のレベルが異なるとしても、最長と最短の間に10倍以上の開きを生じている指導時間数の不均衡は、処遇の不統一といわれかねない問題である。

この問題に対処する方策として、同一問題類型に対する指導の標準化を図ることが考えられる。つまり、対象者を問題性のレベルによって2ないし3段階に区分し、それぞれの区分に応じた指導内容、指導方法及び指導時間数の標準を定めるのである。各施設がこの標準を参考にして指導を実施すれば、同一問題類型に対する指導時間数が施設によって大差を生じるといような問題は解消されるはずである。ここでは資料の関係で指導時間数の問題を取り上げたが、指導内容や指導方法についても施設間の差異はあるものと推測される。同一問題類型、同レベルの問題性を持つ対象者に対する処遇の統一を図り、指導水準を向上させるためにも、指導時間数等について、必要な範囲での指導の標準化を図るべきであろう。

### 3 現行処遇制度下の生活指導の在り方

現行処遇制度の下における少年院の生活指導は、在院者の特性及び教育上の必要性に対応して設けられている各処遇課程等の別に実施されることになっている。昨年の生活指導実態調査の結果を見ると、全国少年院の生活指導は、おおむね、現行処遇制度の方針に沿って実施されているといえる。しかし、生活指導の現状に全く問題がないわけではなく、一部の処遇課程等における生活指導が現行処遇制度の方針に沿わない形で実施されている状況や、多くの施設に生活指導の効果的な実施を困難にしている事情等が散見されるなど、生活指導をめぐる幾つかの問題点も指摘されている。

これら問題点の発生要因として考えられる事項を大別すれば、制度の不適切な運用、制度の不備及び指導条件の不備の3点を挙げる事ができる。制度の不適切な運用の例としては、生活指導の教育内容の一部が重点的又は基礎的教育内容として指定されている処遇課程等でありながら、それら指定された教育内容を全く実施していない場合を挙げる事ができる。また、制度の不備の例としては、教育課程の編成基準の中で、各処遇課程等における指導領域別指導時間の配分基準が示されていないこともあって、指導時間の配分を施設の裁量に任せため、同一処遇課程であるにもかかわらず、生活指導時間の配分に著しい不均衡が生じている場合を挙げる事ができる。更に、指導条件の不備の例としては、生活指導担当職員の指導力水準、指導に必要な教室、指導用具の不足等、多々挙げる事ができる。

以下、現行処遇制度の下における生活指導の在り方を考察するため、その現状における問題点の発生原因と考えられる制度の不適切な運用、制度の不備及び指導条件の不備の3点について、それぞれの対応策を検討する。

#### (1) 適切な制度の運用

在院者を、その特性及び教育上の必要性によって分類し、各分類型に対応する処遇類型として各処遇課程等を設け、各処遇課程等においては、それぞれの対象者にふさわしい指導を行うというのが、現行処遇制度の基本方針である。そして、この基本方針に基づく指導を実施するため、教育課程の編成及び運用の基準が示されている。つまり、少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方は、上記の基本方針や基準によって明示されているのである。したがって、各処遇課程における生活指導が、上記の基本方針や基準が示すとおりに実施されていれば、特段の問題は生じないはずである。

しかし、実態調査の結果、各処遇課程等における生活指導に現行処遇制度の基本方針や運用基準どおりに実施されていない状況のあることが判明した。つまり、現行処遇制度が必ずしも適切に運用されていない、という問題が発見されたのである。このような不適切な制度運用は、多くの場合、制度についての理解不足や誤解から生じている。

現行処遇制度についての理解を深めさせ、徹底させることによって、理解不足や誤解に基づく不適切な制度運用を防ぎ、適切な制度運用を推進することが可能になる。適切な制度運用がなされれば、各処遇課程等の特色が不明確なカリキュラム編成を行ったり、各処遇課程等の特色と矛盾する生活指導を実施したりというような問題は生じないはずで、それぞれの処遇課程等の特色を明確に示すような生活指導が行われることになる。

適切な制度運用を推進するためには、定期的に指導の実態調査を行い、不適切な制度運用の事例を発見した場合には、問題の指摘、研修の実施等、適宜な対応を図ることが肝要である。各処遇課程等における生活指導の現状がその在り方にふさわしいか否かを検討するためには、指導の現状を現行処遇制度の基

本方針やその運用基準と照合し、両者が合致しているか否かを確認する必要がある。

### (2) 制度不備の補正

実態調査の結果、制度の運用基準に明文の規定を欠くため、その基本方針に違反するような運用をしていた生活指導事例が散見された。既述のように、同一処遇課程でありながら生活指導時間の配分に著しい不均衡が認められた事例である。この事例は、分類処遇の基本方針に沿うとはいえないが、指導時間の配分基準が示されていない以上、制度の運用基準に違背しているわけではないのである。

本来ならば、たとえ運用基準に明示されていないとしても、生活指導実施施設が現行処遇制度の基本方針をよく理解し、その方針に沿う形で制度運用をすべきであったのであり、そうすれば、このような問題は生じないはずである。しかし、現実には、このような問題事例が散見されるとすれば、これらの発生を防止するため、何らかの対応措置を講じる必要がある。対応措置として考えられることは、まず、各施設が現行処遇制度の運用を誤ることのないよう、その基本方針についての理解を徹底させることであり、次いで、基本方針に基づく指導を実施させるため、必要最小限の運用基準を明示すること、つまり、現状の問題点を是正するための制度の補充的整備を図ることである。

前述の問題事例の是正を図るためには、教育課程の編成基準の中で、各処遇課程等における指導領域別指導時間についておよその配分基準を示しておくことが必要である。この基準を示すことによって、各処遇課程等の分類処遇上の特色を明確にすることができる。すべての教育内容に対して指導時間配分の基準を示すことが困難であるとすれば、少なくとも、各処遇課程等に指定されている指導領域別の重点的教育内容及び基礎的教育内容についてだけでも、その指導時間配分の最低基準を示す必要がある。この措置によって、各

処遇課程等における処遇の特色化は、一層推進されるはずである。

実態調査の結果判明したさまざまな問題事例の中には、制度の趣旨が不徹底のため生じたものもあれば、制度の不備から生じたものもある。制度の不備から生じた問題については、その不備を補うよう制度の修正を行って対応する必要がある。指導時間配分の標準化や重点的教育内容及び基礎的教育内容の最低指導時間設定等の是正策について、指導の規格化や画一化を図る措置であると誤解する向きもあろうが、この措置は、そのような意図からではなく、あくまで現行処遇制度の基本方針である分類処遇や計画的処遇を適正に推進するため必要な最小限の措置として行うのである。もちろん、このような基準設定がなされなくても、現行処遇制度の方針どおりの運用が可能であるならば、それが最善である。

### (3) 生活指導の基盤的条件の整備

実態調査の結果、生活指導の現状には、制度の不適切な運用やその不備に起因する問題だけでなく、生活指導を効果的に実施する上で必要な基盤的条件の不備に起因する問題も存在することが判明した。これらは、各処遇課程等における生活指導の在り方にかかわる問題というよりは、むしろそれ以前の生活指導自体の在り方にかかわる問題である。

これらの問題は、大別すれば、指導職員や在院者等の人的条件に関する問題、指導場所や指導用具等の物的条件に関する問題及び指導の内容、方法、効果測定法等の知識・技術的条件に関する問題に分けることができる。そして、これら諸条件のいずれについても、数量又は種類不備の側面と質的不備の側面が問題とされている。

まず、人的条件の不備に関しては、生活指導職員の人員不足及び指導力不足並びに指導対象となる在院者の過不足及び質的变化等の問題が指摘されている。次に、物的条件に関しては、教室、実習作業場等の指導設備及び

教材、機械、道具等の指導用具について、数量不足や質的不備の問題が指摘されている。さらに、知識・技術的条件に関しては、利用可能な指導内容、指導方法及び指導効果測定法等の種類が限定されており、現在利用している種類についても、その質的水準を向上させる余地があることなどが指摘されている。

生活指導水準に関する以上の問題点の中には、矯正部内だけで解決することが困難と思われる指導職員や在院者の人員に関する問題等もあるが、その他多くの問題点については難易の程度に差こそあるものの部内の努力で対応が可能であろう。特に対応が難しい知識・技術的条件の整備に関しても、職員研修の充実、職務研究の推進等による対応のほか、各問題領域について専門的知識や技術を持つ職員を集め、問題領域別の専門検討委員会を設け、生活指導条件を整備するための具体的方策を検討するなどの対応も有効と考えられる。

#### (4) まとめ

再三述べてきたように、少年院の各処遇課程における生活指導の在り方、すなわち生活指導はどのように実施されるべきか、については、現行処遇制度の基本方針やその運用基準に明示されている。したがって、生活指導の在り方とは、いわば、この基本方針や運用基準に基づく生活指導を実施する、ということに尽きるわけである。この観点から全国少年院における生活指導の実態調査を行い、その問題点を解明するとともに、その発生要因として、制度の誤解や理解不足に伴う不適切な運用、運用基準に指導時間配分の規定を欠くなどの制度上の不備及び生活指導の基盤となる諸条件の不備の3点を挙げた。

そして、生活指導の現状における問題点を是正し、生活指導を、その在り方どおりに実施するためには、現行処遇制度の基本方針や運用基準を十分に理解し、その適切な運用を図ること、問題点発生要因となっている制度上の不備を是正すること、並びに生活指導

を効果的に実施する上で必要不可欠な基盤的条件を整備することが必要である、と指摘した。しかし、これらの対策を効果的に講じるためには、生活指導を実践する現場施設、所管施設の監督指導に当る矯正管区及び全国施設の監督指導に当たるとともに、処遇制度の基本方針やその運用基準を定める本省が相互に密接な連携を保ち、協力し合う必要があろう。

少年院処遇をめぐる状況の変化によって、生活指導の在り方をめぐる問題点もさまざまに変化することが予想される。これらの問題点に的確に対処するためには、それを発見し、それへの対応策を検討し、決定し、実施しなければならない。これら一連の対応措置は、問題の内容によって、施設、矯正管区及び本省が役割分担して行うことになるだろうが、いずれにしても三者間の密接な連携、協力を欠いては有効に機能し得ないであろう。

#### むすび

少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方を求めて、これまで2年間にわたる研究作業に取り組み、このたびその報告を一応まとめることができた。しかし、今回の報告は、昨年度実施の調査の結果という極めて限定された情報資料の範囲内でまとめた結論に過ぎず、その意味では、この研究テーマが提起する課題について、最終的な結論を出したわけではない。

少年院教育が当面する課題は、現行の処遇制度が掲げる処遇理念の実現を目指し、教育指導の整備充実を図ることである。この課題に対応するためには、指導の実態を常時点検し、処遇の実効を妨げている問題点を発見したら必要な改善策を講じることによって、処遇体制の不備を補い、情勢の変化に対応することが必要である。われわれの今回の研究報告は、いわば、このような継続的な処遇改善作業の一端を担う研究に着手した段階におけ

る第一報に相当するものといえる。

いずれにせよ、この報告で取り上げた問題は各処遇課程等における生活指導の在り方をめぐる諸問題の一部に過ぎず、今後の情勢の変化によって新たな問題が発生する事態も予想されるので、この研究テーマへの取組みは、今後も継続する必要がある。この報告が、後続する研究に何らかの形で参考になれば幸いである。

反省すべき点を多々残してはいるものの、本研究の実施は、少年院教育の基本的枠組となっている現行処遇制度の定着と充実を図る上で有意義な試みであったと考えている。課題の難しさに苦しみながらも、何とかこの報告をまとめることができたのは、ひとえに、本研究に対する関係者の皆様方の御協力の賜であることを銘記し、ここに心から感謝の意を表する次第である。

## 引用文献

- 注1 「少年院の運営について」 矯正局長依命通達 平成3年6月1日 記の第2短期処遇及び長期処遇における処遇方針
- 注2 注1の依命通達 記の第2-2-(1)-イ-(ウ)-6
- 注3 「少年院における教育課程の編成及びその運用について」 矯正局長通達 平成3年6月1日
- 注4 注3の通達 記の5-(1)-イ
- 注5 注3の通達 記の5-(1)-ウ
- 注6 注3の通達 記の5-(1)-エ
- 注7 「少年院における生活指導の充実について」 矯正局長通達 昭和33年7月22日 記の一
- 注8 注7の通達 記の二
- 注9 注3の通達 記の4-(1)
- 注10 岡村宏一 「生活指導の第一線にたってー生活指導という問題の問題ー」 刑政69巻10号 矯正協会 昭和33年10月
- 注11 注3の通達 記の4-(1)
- 注12 注3の通達
- 注13 学校教育法施行規則第54条
- 注14 橋偉仁他 「少年院の各処遇課程等における生活指導の在り方に関する研究（その1）」

中央研究所紀要第5号 矯正協会 表11  
「個別的処遇計画の修正変更状況」 P.91

## 参考文献

- 1 奥沢良雄, 岡部俊六 「非行少年に対する類型別処遇に関する研究について」 刑政 91巻7号 矯正協会 昭和55年7月
- 2 嶋谷宗泰 「矯正施設における生活指導」 刑政 92巻9号 矯正協会 昭和56年9月
- 3 田中茂 「矯正における処遇の個別化への道程ー問題性別指導を考えるー」 刑政 95巻2号 矯正協会 昭和59年2月
- 4 鶴田房子 「女子少年院における処遇」 刑政 95巻9号 矯正協会 昭和59年9月
- 5 水野邦雄 「少年院の教育課程について」 刑政 96巻8号 矯正協会 昭和60年8月
- 6 野津和彦 「少年院における生活指導について」 刑政 98巻9号 矯正協会 昭和62年9月
- 7 大住猛雄 「矯正処遇における処遇効果の意味と問題点」 刑政 100巻1号 矯正協会 平成元年1月
- 8 犬塚石夫 「処遇技法の多様化と充実」 刑政 100巻1号 矯正協会 平成元年1月
- 9 板垣嗣広 「非行の進んだ少年たちの処遇について」 刑政 100巻5号 矯正協会 平成元年5月
- 10 中村正則 「少年院短期処遇の再出発」 刑政 102巻10号 矯正協会 平成3年10月
- 11 西岡清一郎 「特修短期処遇の実施に寄せて」 刑政 102巻10号 矯正協会 平成3年10月
- 12 山名学 「少年院の長期処遇に期待する」 刑政 104巻10号 矯正協会 平成5年10月
- 13 保木正和 「少年院長期処遇の改善施策について」 刑政 104巻10号 矯正協会 平成5年10月
- 14 村井彰夫 「少年院長期処遇の改善施策の実施に当たって」 刑政 105巻2号 矯正協会 平成6年2月
- 15 橋偉仁 「少年院運営四半世紀の歩み」 犯罪と非行 第100回記念号 青少年更生福祉センター・矯正福祉会 平成6年5月
- 16 西村重則 「実務講座 少年院の教育課程」 刑政 106巻7～9号 矯正協会 平成7年7～9月
- 17 佐々木和枝 「処遇効果の測定について」 刑政 106巻11号 矯正協会 平成7年11月